

マイクロチューバー(MT)を用いた種馬鈴しょの生産及び種馬鈴しょ検疫上の取扱いについて

MTを用いた種馬鈴しょの生産が、1999年春作産から北海道において開始された。

MTは、無菌培養容器内で組織培養ウイルスフリー苗を母本として作られた直径1cm前後で0.5～5gの小塊茎(写真)である。MTは施設内で時期を問わず短期間に大量に増殖・生産できることから緊急増殖などに有効な手段でもある。

馬鈴しょは、栄養繁殖(種いもで増殖)する作物であることから、安定的な生産を図るには無病健全なものを使用することが不可欠である。ところが、馬鈴しょ病害の中には、ウイルス病や輪腐病などのように種いものなかに潜み、塊茎の外見上からは発見しにくく、また的確な防除方法がない病害も多く、植付予定ほ場、使用予定種馬鈴しょ、生育中の検査を総合的に行うことにより無病健全な馬鈴しょを確保することが、唯一、有効な防除方法といえる。



無菌培養容器(径25cm)内で増殖されたMT

このため、植物防疫法では指定採種道県(表参照)で原種及び採種として生産される種馬鈴しょは、植物防疫官の検査を受けなければならないこととしている。

従来、種馬鈴しょの栽培は、農林水産省が設置する種苗管理センターで生産された原原種を道県が管理する原種ほ又は農家の委託原種ほで1年(1作)間増殖され、ここで生産された原種がさ

らに農家の採種ほで1年(1作)間増殖されて各都道府県に出荷されるという系統増殖体系がとられてきた。

従って種馬鈴しょの増殖は、これまで全て種苗管理センターで生産された原原種が使用されてきたが、今回民間企業で生産されたMTが原原種に導入されることとなり、植物防疫所で数年間にわたり調査・確認を行ってきた。その結果、試験的にではあるが種馬鈴しょ検疫で、次の条件を全て満たしていると植物防疫官が認めたものは「採用種馬鈴しょ」として取扱うこととなった。

①MT生産に用いられる生産母本が無病であること、②生産施設及び生産工程は適正な管理のもと有害動植物からの汚染防止がとられていること、③生産されたMT等について有害動植物の付着がないこと。④無病健全なMTであることが確認されたものについて

は「使用予定種馬鈴しょ」である旨の表示を行うこと。

これらの条件を満たしたMTは、種苗管理センターで生産された馬鈴しょと同等の「使用予定種馬鈴しょ」として指定採種道県に移出されるが、栽培中の検査、生産物検査については、種馬鈴しょ検疫規程がそのまま適用されることとなる。

今年度は、2品種20aの検査申請があった。

種馬鈴しょの栽培形態及び指定採種道県一覧表

栽培形態		指定採種道県(1道10県)
1期作地帯(春作)		北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、熊本県
2期作地帯	(秋作用春作)	広島県、岡山県、長崎県、熊本県
	(秋作)	広島県、岡山県、長崎県、熊本県